

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-186047

(P2017-186047A)

(43) 公開日 平成29年10月12日(2017.10.12)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>B 6 5 D 51/24 (2006.01)</b>	B 6 5 D 51/24 A	3 B 0 4 5
<b>B 6 5 D 85/50 (2006.01)</b>	B 6 5 D 85/50 A	3 E 0 3 5
<b>B 6 5 D 43/02 (2006.01)</b>	B 6 5 D 43/02 Z	3 E 0 8 4
<b>A 4 5 C 11/20 (2006.01)</b>	A 4 5 C 11/20 A	
	A 4 5 C 11/20 C	

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願2016-76686 (P2016-76686)  
 (22) 出願日 平成28年4月6日 (2016.4.6)

(71) 出願人 000145231  
 株式会社アクタ  
 福岡県福岡市博多区吉塚5丁目8番11号  
 (74) 代理人 110001601  
 特許業務法人英和特許事務所  
 (72) 発明者 柴田 伊智郎  
 福岡県福岡市博多区吉塚5丁目8番11号  
 株式会社アクタ内  
 Fターム(参考) 3B045 DA41  
 3E035 AA20 BA01 BB01 BB03 BC02  
 BD02 CA02  
 3E084 AA05 AA14 AA24 AB10 BA02  
 BA03 CA03 CB03 CC03 DA03  
 DC03 FA09 GA08 GB12 JA10

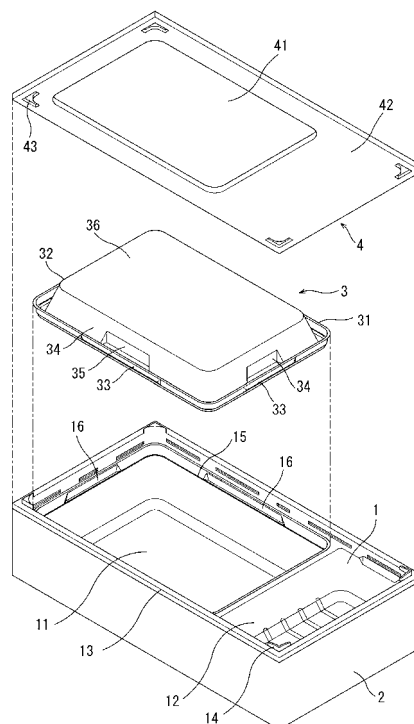
(54) 【発明の名称】 食品包装用容器

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】単純な構成でありながら蓋をした状態で食品収容部に收容されているおかず等を視認できるようにすること、及び食品収容部の一部又は全部を内蓋と外蓋によって二重に閉塞することで、汁漏れや匂いの拡散を抑えること。

【解決手段】食品収容部 1 1、1 2 を有する内容器 1 と、枠材 2 と、食品収容部 1 1 を覆う透明な内蓋 3 と、内容器 1 の上面を覆う外蓋 4 とを備え、内蓋 3 は食品収容部 1 1 を覆った状態において内容器 1 の上面より突出する突出部 3 2 を有し、外蓋 4 は内容器 1 の上面を覆った状態において突出部 3 2 が嵌入する透孔 4 1 を有している食品包装用容器。

【選択図】 図 1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

食品収容部を有する箱体と、前記食品収容部を覆う内蓋と、前記箱体の上面を覆う外蓋とを備える食品包装用容器であって、

前記内蓋は、前記食品収容部を覆った状態において、前記箱体の上面より突出する突出部を有するとともに、前記突出部の少なくとも一部が透明であり、

前記外蓋は、前記箱体の上面を覆った状態において、前記突出部が嵌入する透孔を有している

ことを特徴とする食品包装用容器。

## 【請求項 2】

前記内蓋は、周縁部の少なくとも一部に複数の突条を有し、

前記食品収容部は、上縁部の少なくとも一部に前記複数の突条が各々係合可能な複数の溝条を有している

ことを特徴とする請求項 1 記載の食品包装用容器。

## 【請求項 3】

前記箱体は、前記食品収容部を複数有しており、

前記食品収容部の少なくとも一つが、前記内蓋により覆われるようになっている

ことを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の食品包装用容器。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、主として、ごはん類、麺類、各種惣菜などの食品を収容するための食品包装用容器に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

このような食品包装用容器として、食品収容部を 1 又は複数有している容器と、その容器の開口部を覆う蓋を有するとともに、蓋をした状態で容器に収容されている食品を視認可能としたものが提案されている。

例えば、特許文献 1（実用新案登録第 3 1 3 6 9 1 9 号公報）には、矩形の箱体（12）、外蓋体（14）、内蓋体（16）及び引き戸片（19）からなる食品容器（11）が記載されている。

そして、この食品容器（11）の外蓋体（14）には開口（15）が設けられ、内蓋体（16）には視認窓（17）が穿設されるとともに透明フィルム（18）が貼着してある。

食品容器（11）を使用するにあたっては、引き戸片（19）を開口（15）の下と内蓋体（16）との間に挟み込むように配置し、内蓋体（16）の係止片（16c）を外蓋体（14）の内側に設けた切欠（14c）に係合して蓋体を組み立てる。

その後、箱体（12）におかず等を収容した後、組み立てた蓋体を被せて開口部を覆う。

そのため、食品容器（11）の使用において、引き戸片（19）が視認窓（17）を閉塞した状態では箱体（12）の内部を視認できないが、引き戸片（19）を開放方向に摺動させれば視認窓（17）が開放され、この窓から箱体（12）の内部に収容されているおかず等を視認できるようになっている（特に段落 0026～0035 及び図 3～10 を参照）。

## 【0003】

ところが、特許文献 1 に開示されている食品容器（11）は、外蓋体（14）、内蓋体（16）及び引き戸片（19）が必要であり、さらに視認窓（17）には透明フィルム（18）が貼着してあるため、コストが高くなる上に蓋体の組み立てが面倒という問題があった。

## 【先行技術文献】

10

20

30

40

50

## 【特許文献】

【0004】

【特許文献1】実用新案登録第3136919号公報

## 【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明の課題は上記の問題を解決し、簡易な構成でありながら蓋をした状態で食品収容部に収容されているおかず等を視認できるようにすることを第1の課題としている。

また、食品収容部の一部又は全部を内蓋と外蓋によって二重に閉塞することで、汁漏れや匂いの拡散を抑えることを第2の課題としている。

10

【課題を解決するための手段】

【0006】

請求項1に係る発明は、食品収容部を有する箱体と、前記食品収容部を覆う内蓋と、前記箱体の上面を覆う外蓋とを備える食品包装用容器であって、前記内蓋は、前記食品収容部を覆った状態において、前記箱体の上面より突出する突出部を有するとともに、前記突出部の少なくとも一部が透明であり、前記外蓋は、前記箱体の上面を覆った状態において、前記突出部が嵌入する透孔を有していることを特徴とする。

【0007】

請求項2に係る発明の食品包装用容器は、請求項1記載の食品包装用容器において、前記内蓋は、周縁部の少なくとも一部に複数の突条を有し、前記食品収容部は、上縁部の少なくとも一部に前記複数の突条が各々係合可能な複数の溝条を有していることを特徴とする。

20

【0008】

請求項3に係る発明の食品包装用容器は、請求項1又は2記載の食品包装用容器において、前記箱体は、前記食品収容部を複数有しており、前記食品収容部の少なくとも一つが、前記内蓋により覆われるようになっていることを特徴とする。

【発明の効果】

【0009】

請求項1に係る発明の食品包装用容器は、内蓋が食品収容部を覆った状態において、箱体の上面より突出する突出部を有するとともに、突出部の少なくとも一部が透明である。

30

また、外蓋が箱体の上面を覆った状態において、突出部が嵌入する透孔を有している。

そのため、内蓋及び外蓋をしたままの状態、突出部の透明な部分を通して、容器内部に収容されているおかず等を視認できるようにすることができ、内蓋や外蓋が簡易な構成であることから、食品包装用容器の製造コストを抑えることができる。

そして、食品収容部と内蓋との間から収容している食品の煮汁等が漏れても、煮汁等は外蓋と箱体の上面との間又は外蓋と突出部との間を通過しないと外に漏れ出さないで、汁漏れや匂いの食品包装用容器外部への拡散を抑えることができる。

さらに、内蓋は箱体の上面より突出する突出部を有しているので、かさばる食品類を収容し易いという効果も得られる。

【0010】

40

請求項2に係る発明によれば、請求項1に係る発明の食品包装用容器による効果に加えて、内蓋は周縁部の少なくとも一部に複数の突条を有し、食品収容部は上縁部の少なくとも一部に複数の突条が各々係合可能な複数の溝条を有しているので、内蓋が食品収容部から外れにくく、より確実に汁漏れや匂いの拡散を抑えることができる。

【0011】

請求項3に係る発明によれば、請求項1又は2に係る発明の食品包装用容器による効果に加えて、箱体が食品収容部を複数有しており、食品収容部の少なくとも一つが内蓋により覆われるようになっているので、種類の異なる食品を別々に収容することができ、また、汁漏れや匂いの拡散し易い食品を内蓋で覆うことのできる食品収容部に収容することにより、他の食品収容部に収容した食品に匂いが移ることを防止できる。

50

**【図面の簡単な説明】****【0012】**

【図1】実施例に係る食品包装用容器の構造を示す斜視図。

【図2】蓋を被せた後における実施例に係る食品包装用容器の斜視図。

**【発明を実施するための形態】****【0013】**

以下、実施例によって本発明の実施形態を説明する。

**【実施例】****【0014】**

図1は実施例に係る食品包装用容器の構造を示す斜視図である。

10

この斜視図に示すとおり、実施例に係る食品包装用容器は、薄いプラスチック製で一体成形により作製された内容器1と、発泡プラスチック製の枠材2と、透明なプラスチック製の内蓋3と、発泡プラスチック製の外蓋4を備えている。

また、図2は蓋を被せた後における実施例に係る食品包装用容器の斜視図である。

**【0015】**

内容器1は、大きな食品収容部11と、小さな食品収容部12を有している。

そして、内容器1の上縁には外方に広がり下方に折れ曲がっているL字状の外縁部13が形成され、内容器1の上縁の四隅の内側には上方に突出する突起14が設けてある。

また、大きな食品収容部11の上縁部には環状の段差部15が形成され、各辺の上縁部の中央には段差部15に沿って溝条16が設けてある。

20

**【0016】**

枠材2は、発泡プラスチックの板4枚を環状に接続したものであり、開いた状態では図1に示すように直方体状となり、閉じた状態では対向する内面同士が密着し、発泡プラスチックの板を2枚重ねた状態にすることが可能となっている。

そして、食品包装用容器の利用に際しては、閉じた状態の枠材2を開いて直方体状とした後、直方体状とした枠材2の上から内容器1を落とし込み、内容器1の外縁部13を枠材2の上端部に当接させれば良い。

なお、枠材2は開いた時に回転対称形となるので、内容器1を落とし込む際に方向性を気にすることなく組み立てることができる。

**【0017】**

30

内蓋3は、透明な薄いプラスチックを成形したものであり、図1に示すように、大きな食品収容部11の上縁部に嵌合する周縁部31と、周縁部31の内側で上方に突出する突出部32を有している。

また、周縁部31の各辺の中央には突条33が形成され、突出部32の4つの側面34の中央部には内蓋3を持ち易くするための凹部35が設けられている。

そして、内蓋3を大きな食品収容部11に被せると、その周縁部31は、食品収容部11の上縁部に嵌合し、周縁部31の下端が段差部15に突き当たるとともに、周縁部31の各辺の中央に設けられた突条33が、段差部15に沿って設けてある溝条16に係合するようになっている。

さらに、内蓋3の突条33が溝条16に係合した状態において、突出部32の上面36は、内容器1の上面（内容器1の上縁を含む平面）より上方に突出する高さとなっている。

40

**【0018】**

内容器1の上に被せる外蓋4は、内容器1の上面形状とほぼ同じ形の発泡プラスチックよりなる平板であり、図1に示すように、矩形状の透孔41が設けてあるとともに、下面42の四隅にL字形状の凹み43が設けてある。

そして、内蓋3を大きな食品収容部11に被せ、かつ、外蓋4を内容器1の上に被せた時、L字形状の凹み43に突起14が嵌入するとともに、矩形状の透孔41に突出部32が嵌入する。

そのため、外蓋4の下面42の周囲は内容器1の外縁部13に接触し、また、突出部3

50

2の上面36と外蓋4の上面44は略面一となって、図2に示す状態となる。

【0019】

実施例の変形例を列記する。

(1) 実施例においては、直方体状とした枠材2の上から内容容器1を落とし込み、内容容器1の外縁部13を枠材2の上端部に当接させて組み立てているが、食品収容部を有し、食品収容部を内蓋で覆い、箱体の上面を外蓋で覆うことのできる箱体であれば、どのようなものであっても良い。

(2) 実施例においては突起14を内容容器1の四隅の内側に設け、外蓋4の下面の四隅にL字形状の凹み43を設けてあるが、凹み43に代えて突起14を受け入れられる大きさの穴としても良く、突起14及びL字形状の凹み43を設けない構造としても良い。

10

また、外蓋4を内容容器1又は枠材2に対して固定する固定手段を設ければ、内蓋3の突出部32が透孔41に嵌入することとあいまって、内蓋3もはずれにくくなり、汁漏れや匂いの拡散を抑える効果を増大させることができるのでより良い。

なお、凹み43に代えて穴とした場合、穴の深さを突起14より浅くすると、外蓋4を被せた時に突起14が穴の上に突出し、同じ食品包装用容器を積み重ねた際に突出した突起14が上側の枠材2の下端部内面に接するので、食品包装用容器同士がずれにくく積み重ねた状態で運び易くなる。

そして、突起14やL字形状の凹み43等を設けない場合には、外蓋4の周囲の一部又は全部に外蓋4が内容容器1に対してずれないようにするための突片等を設けた方が良い。

【0020】

20

(3) 実施例の内容容器1は、大きな食品収容部11と、小さな食品収容部12を有しているが、食品収容部の数、大きさ及び配置はこの例に限らず適宜選択可能である。

(4) 実施例においては、大きな食品収容部11のみに内蓋3を被せることができるようにしたが、小さな食品収容部12のみに内蓋を被せることができるようにしても良く、両方の食品収容部11、12に内蓋を被せることができるようにしても良い。

そうした場合、外蓋4には内蓋の内容容器1の上面より突出する突出部に対応する箇所に、その突出部が嵌入する透孔を設ける必要がある。

(5) 実施例においては、内蓋3を大きな食品収容部11に被せ、かつ、外蓋4を内容容器1の上に被せた時、突出部32の上面36と外蓋4の上面44が略面一となるようにしていたが、突出部32の上面36は、外蓋4の上面44より高くても低くても良い。

30

ただし、外蓋4の上面44より高くする場合、その突出量は枠材2の下端部と大きな食品収容部11の底面の高さの差以下とし、複数の食品包装用容器を重ねた場合に、安定して積み重ねられるようにした方が良い。

【0021】

(6) 実施例においては、大きな食品収容部11の上縁部に段差部15や溝条16を設け、内蓋3の周縁部31に突条33を形成したが、これらを設けずに内蓋3を大きな食品収容部11の上縁部に被せるようにしても良い。

(7) 実施例においては、4つの側面34の中央部に内蓋3を持ち易くするための凹部35が設けられているが、この凹部35は設けなくても良い。

(8) 実施例の内蓋3は透明な薄いプラスチックを成形したものであり、外蓋4は発泡プラスチックよりなる平板であったが、いずれも材質は何でも良い。

40

ただし、内蓋3については、少なくとも突出部32の一部又は全部を透明とし、内蓋3を大きな食品収容部11に被せ、かつ、外蓋4を内容容器1の上に被せた時、その透明な部分を通して大きな食品収容部11に収容された食品を視認できるようにする必要がある。

【符号の説明】

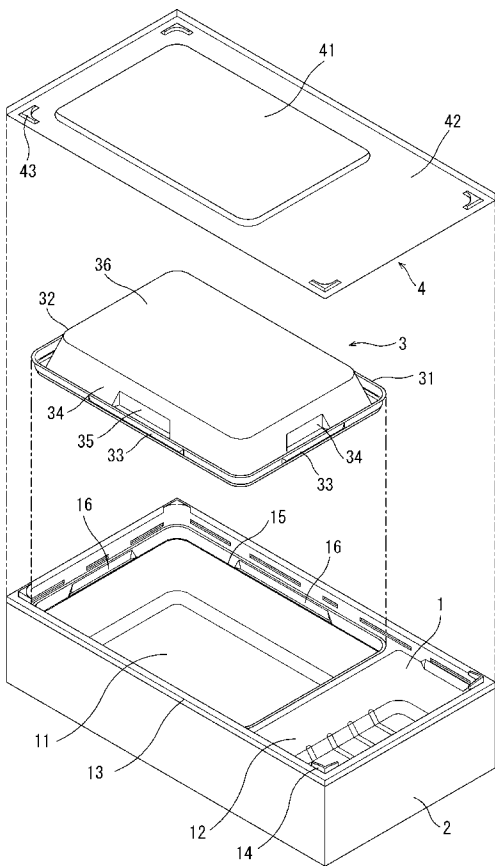
【0022】

1	内容容器	2	枠材	3	内蓋	4	外蓋
11	大きな食品収容部	12	小さな食品収容部				
13	L字形の外縁部	14	突起	15	段差部	16	溝条
31	周縁部	32	突出部	33	突条		

50

- |     |    |     |    |     |          |     |    |
|-----|----|-----|----|-----|----------|-----|----|
| 3 4 | 側面 | 3 5 | 凹部 | 3 6 | 上面       |     |    |
| 4 1 | 透孔 | 4 2 | 下面 | 4 3 | L 字形状の凹み | 4 4 | 上面 |

【 図 1 】



【 図 2 】

